

東弁24人第227号
平成24年9月13日

府中刑務所
所長 横尾 邦彦 殿

東京弁護士会
会長 斎藤 義房

人権侵害救済申立事件について(要望)

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り要望いたします。

記

第一 要望の趣旨

懲罰審査会における懲罰内容の決定に際し、恣意性を排し、懲罰の適正を期す為に、反則行為の内容、被懲罰者の反則履歴等と、選択される懲罰の種類、長短、併科等の関係を具体的に示す基準、ないし事例集のような懲罰の量定資料を作成し、被収容者および外部に公表することを要望いたします。

第二 要望の理由

貴所は、本件の懲罰を科した懲罰審査会において参照される量定資料は存在しない、と回答されました。貴所は同時に懲罰審査会の判断においては同法第150条第2項第3項と同じ内容の基準に則って行われている旨回答されましたが、量定資料が存在しなかった懲罰審査会の懲罰決定手続き、およびこれに基づく貴所の決定は、下記の見地から憲法31条に違反し、人権を侵害する恐れがあるので、改善を要望する次第です。

- 1 憲法31条の適法手続の原則は、適用する実体法の内容が適正であることをも要求していると解釈されている。実体法的な適正とは、構成要件が明確であることとともに、罪刑が均衡のとれたものとして法定されていることを意味します(芦部信喜 憲法Ⅲ人権(2)有斐閣大学双書 P97, 98)。更にそれに連なる原理から、司法の判断においても、犯罪行為の程度と言い渡される罪刑の均衡が要求される、と解釈されています(団藤重光 刑法綱要第3版 P56、57)。そして刑の量定についての研究結果が公表されています(量刑実務体系 全4巻 判例タイムズ社発行 編著者大阪刑事実務

研究会・・・昭和40年に大阪地裁刑事部の部総括クラスの裁判官を会員として組織された自主的勉強会)。

2 被収容者に対する懲罰処分は行政上の秩序罰であって刑罰そのものではないが、人権の最大限の尊重は、人権一般につき、また一切の行政行為について要求されるのであって、憲法31条は行政行為についても準用されると解する立場が有力であり(上記芦部憲法ⅢP124)、最高裁判所もこれを否定するものではありません(最大判平成4年7月1日)。

また、国連の被拘禁者処遇最低基準規則(1955年8月30日採択の決議)第29条は被拘禁者に対する懲罰処分において適用すべき最低限基準として、「次の事項は、常に、法律又は権限のある行政官庁の規則によって定められる。

- (a) 規律違反を構成する行為
- (b) 科されるべき懲罰の種類及び期間
- (c) そのような懲罰を科する権限を有する機関

と定め、第30条は、

「いかなる拘禁者も、そのような法律又は規則の規定による場合を除いては、懲罰を科されず、また、同一の違反について2度懲罰を科されない。」

と定めています。

さらに、恣意的な懲罰は、国連人権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)第7条の「非人道的な取り扱い」と解釈されうる問題であります(解説国際人権規約 宮崎繁樹編著 日本評論社 144頁参照 海渡雄一担当)。同規約は日本も批准した条約であり(1979年)、国内法的効力を有しています。

一方、被収容者に対する懲罰処分は、既に拘禁されている者が、一層厳しい罰を受けるのであり、人権に対する制約は著しいのであるから、被懲罰者に対する懲罰処分についても憲法31条の精神を出来る限り尊重しなければなりません。従って規律違反を構成する行為と、科されるべき懲罰の種類及び期間が、均衡のとれたものとして事前に明確に示されている下で手続きが行われるべきです。

そして懲罰が、施設内の秩序を維持する為に存在するばかりでなく、被懲罰者の改善更生をも意図しているのですから、被懲罰者が納得の上で懲罰を受ける必要があるのであって、その意味においても反則行為と懲罰の関係をより具体的で均衡のとれたものとして示されることが必要です。

3 しかしながら刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律は、第74条で刑事施設における遵守事項を定め、同法第151条で懲罰の種類を定めているが、遵守事項違反(反則行為)と懲罰の関連を示す規定はなく、同法第

150条2項、3項で裁量権の限界を規定しているのみです。

同法150条2項3項の規定は概括的、抽象的な指針を示しているもので、その指針に従って、さらに、反則行為の内容と、選択される懲罰の種類、長短、併科等の関係を具体的に示した指針を設けるか、事例集のようなもの（合わせて量定資料という）がなければ懲罰審査会の判断、ひいては所長が懲罰の選択をするに当たって恣意的判断がなされることを防ぐことが出来ないものと思料します。ところが、貴所の回答によれば、懲罰審査会で基準としたものは上記規定の内容そのものです。

また一方で、量定資料がなければ、直接判断をする機関が恣意的判断を下す危険があるばかりでなく、量定資料が無いこと自体、恣意的判断がなされたと被懲罰者に疑念を抱かせる結果となり、容疑事実を否認したので罰が重くなったと思えば、実質的に弁解の機会を奪うことにもなります。拘禁施設内では、たとえ容疑事実を見聞した者が居たとしても、被収容者の主張を弁護するような証言を得ることは不可能に近く、より一層懲罰審査会は被収容者の反論に耳を傾け判断に慎重になるべきであり、弁解の機会を実質的に与えることは極めて重要です。

さらに、同法は第157条以下で刑事施設長の措置に対する不服申立の制度を規定しているが、上記のような量定資料が無ければ、不服申立てを受けた上級機関は判断することが困難となり、刑事施設長の判断を追従する結果になることが危惧されます。

そして、懲罰事由と懲罰との間で均衡がとれていたか否かの判断は第三者機関によって最終的には判断されるべきであるが、上記のような量刑資料が作成され、かつ外部に公表されなければ、過去の裁判例、弁護士会の警告事案等限られた事案に頼ることとなり、公平な判断をすることが困難となります。

以上のとおりですから、量定資料のないまま、法が規定した概括的、抽象的な指針のもとになされた判断は、上記国連被拘禁者処遇最低基準第29条、30条に反し、国連人権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)第7条の「非人道的な取り扱い」、憲法31条に違反する恐れがあるものと考えます。

そして、何よりも、被懲罰者が不合理な懲罰を受けているのではないかとの疑念を持ち続け、納得することが出来ず、人権侵害との思いばかりを残すこととなり、改善、更生の効果を期待することができません。

4 この点について、被収容者に対する懲戒処分と同じく懲戒罰（行政罰のうち特殊な法律関係の下において、その秩序を維持するために、秩序を乱した者に対して科せられる制裁）である国家公務員法上の国家公務員に対する懲戒処分（第82条）については、平成12年3月31日付け「懲戒処分の指針につ

いて」という通知（平成20年4月1日改正）において、非違行為と懲戒処分との関係を具体的に示し、公表されています。

また、仙台高裁平成11年8月31日判決中に「・・・全国行刑施設における残飯投棄事犯に対する懲罰の量定実情としては、軽屏禁及び文書図画閲覧禁止の併科5日ないし10日が最も多くなっていることが認められるので、同種違反に対する他の事例との比較上も均衡がとれているというべきである。」との記載があることから、少なくとも過去においては全国的な懲罰の量定基準が存在したのではないかと思料します。

以上のとおりですので、第一のとおり要望いたします。